

第5章 復興計画

復興計画

□総務課防災危機管理室

【基本方針】

東日本大震災は東日本地域に甚大な被災跡を残し、復興庁をはじめとする国や都道府県が全力を挙げ、地域とともに復興を推進している。このような大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市、県及び国等の関係機関は、緊密な連携を図りながら、災害の再発生防止とより快適な生活環境の向上を目指し、住民の安全・安心と環境保全等にも配慮した災害に強い防災まちづくりを実施する。

なお、市は復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等の支援法制度を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

1. 復興計画作成の体制づくり

災害に強いまちづくりを計画的に進めるため、復興後の早い段階で復興計画を作成する。そのため、復興計画の迅速かつ確かな作成と遂行のための体制(市と県及び関係機関との連携、国との連携)を整備する。

2. 復興に対する合意形成

復興計画の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者側に立った種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建や地域復興の観点から、防災まちづくりの方向性等についてできるだけ速やかに住民の合意や支援を得るように努めるものとする。

3. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、住民との対話や合意形成等を行いつつ、諸事業を調整し計画的に復興を進めるものとする。